

角田市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和2年10月5日

角田市監査委員 南部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇



角 監 第 13 号
令和2年6月24日

角田市長 大友 喜助 殿

角田市監査委員 南部 信一
角田市監査委員 湯村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

なお、本監査は角田市監査基準に準拠して実施した。

2. 監査の対象

小学校：角田、横倉、枝野、藤尾、東根、桜、北郷、西根

中学校：角田、金津、北角田

3. 監査の日程

令和2年5月14日（木）から令和2年5月27日（水）まで

4. 監査の実施内容

令和元年度における学校事務の執行及び物品・施設の管理状況等について、あらかじめ調書の提出を求め、その調書に基づき関係書類、帳簿等の監査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、監査対象施設での実地監査は実施せず、監査委員事務局内における書面監査を実施した。

5. 監査の着眼点

本監査の実施にあたり、「校務に関わる事項」、「物品・施設管理」、「公費と私費（学校徴収金等）の負担区分」及び「校内の安全管理」に係る事務処理の適正性に

主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討することとした。

6. 監査の結果

「校務に関わる事項」、「物品・施設管理」、「公費と私費の負担区分」及び「校内の安全管理」については、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、関係者に改善・検討を要望したので記述を省略する。

(1) 寄附採納の手続きについて

寄附により取得した備品等について、寄附採納手続きに不適切なものがあつた。関係例規に基づき適切に処理するとともに、所管課においても周知徹底及び指導監督するよう要望する。

(2) 学校徴収金について

学校徴収金等の私費と公費の負担区分や徴収目的が妥当なものかを確認したところ、負担区分の考え方に疑問が残るものがあつた。教育課程の実施に必要な経費は公費負担とし、学校・家庭いずれでも使用できる教材・教具等で児童生徒の所有になる経費や、直接的利益が児童・生徒個人に還元される経費は私費負担とすることが望ましいと判断する。教育委員会では学校徴収金事務処理要綱を定め、事務処理や現金の取り扱いについては標準となる手続きを示しているが、その使途、負担区分及び徴収する金額についての定めはなく、各校の取り扱いが様々である。統一的な取扱基準の提示や具体的な例示が必要と思われるので、引き続き検討するよう要望する。

(3) 校内の安全管理について

①遊具の安全確保について

1) 学校保健安全法第 27 条では、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」とされている。また、同法施行規則第 28 条では、「法第 27 条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。」とされている。

2) 小学校において通常行う点検は日常点検、定期点検であるが、日常点検は

目視、触診、聴診等により施設の変形や異常の有無を調べる点検である。定期点検は必要に応じて専門業者と協力し、一定期間ごとに行う詳細の点検である。いずれにしても、安全点検において変形や異常を発見した場合には、直ちに遊具の一部または全体の使用中止の措置を講じ、必要に応じて専門業者による点検を行うことが必要である。

- 3) 国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」によると、遊具の改修・更新は、遊具が老朽化し、使用不能となる物理的な耐用年数ではなく、一定の条件のもとで安全上支障なく利用できる「標準使用期間^(※)」を考慮し行う必要があるとされている。また、遊具を継続使用する場合は、長寿命化に係る検討を行い、老朽化対策及び遊具の構造に関する安全対策を踏まえて改修することが望ましいとされている。

※ 標準使用期間…適切に維持管理される条件下において、構造部材が鉄製の場合には15年、木製の場合には10年を目安として設定。

- 4) 遊具は児童の多様な遊びの機会を提供する反面、児童の運動能力、事故回避能力も個々で異なることから、扱い方によっては常に事故につながる危険性も内在している。

以上のことから、遊具での事故防止対策として、日常的な安全点検や老朽化による改修、更新、撤去により物理的な危険要因を除去するとともに、人的な危険要因（ふざけて押す、突き飛ばす）についても減少させるため、児童に対し「安全のきまりや安全な行動のしかたの理解」、「危険を予測し安全を見通す判断力」などの安全教育にも一層努められたい。

②合鍵の管理について

令和元年度に実施した例月現金出納検査において、安易に合鍵を作製しているものが見受けられた。児童・生徒の安全を守るため、鍵の管理台帳を整備するなど、管理について徹底されたい。